

大津市土地改良事業等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業主体等が土地改良事業及び災害復旧事業の施行をすることに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって農業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業主体等」とは、土地改良区、農業協同組合、農業組合（農業者の組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）及び市長が適当と認める団体をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業であつて、別表に定めるものとする。

- (1) 事業主体等が施行する土地改良事業
- (2) 滋賀県営土地改良事業等分担金徴収条例（昭和30年滋賀県条例第11号）第3条第2項の規定により土地改良区がその分担金の納付義務を負うこととなる土地改良事業
- (3) 事業主体等が施行する災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）

2 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、前項第1号及び第3号にあつては当該補助事業を施行する事業主体等、同項第2号の補助事業にあつては当該補助事業に係る分担金を納付する土地改良区とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、当該補助事業に係る国及び県の補助金（前条第1項第2号の補助事業にあつては、国の補助金及び県費負担額）の額にあわせて、当該補助事業の総経費に対する率が別表に定める補助率（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第35条第1項の中山間地域等に該当することにより、国の補助金に係る補助率が加算される場合にあつては、国と同率の補助率）となる額とする。

(土地改良事業等計画概要書の提出)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、第6条による申請書の提出前に土地改良事業等計画概要書（様式第1号）（以下「概要書」という。）を提出しなければならない。ただし、災害復旧事業については、災害が発生した日から10日以内に提出しなければならないものとする。

(交付申請前の着工)

第5条の2 前条ただし書の規定により、災害復旧事業のうち農業用施設災害復旧事業に係る概要書を提出した者であつて、補助金の交付を受けて応急工事を施行しようとするもの

が、やむを得ず当該応急工事を補助金の交付申請前に着手しようとするときは、大津市土地改良事業等補助金交付申請前着工届(様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市土地改良事業等補助金交付申請書(様式第2号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書(様式第3号)

(2) 設計書。ただし、第3条第1項第2号の補助事業にあつては、滋賀県営土地改良事業予算割当書の写しとする。

(3) 団体の規約(農業組合が申請を行う場合に限る。)

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市土地改良事業等補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市土地改良事業等補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市土地改良事業等補助金交付決定取消通知書(様式第6号)又は大津市土地改良事業等補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市土地改良事業等補助事業変更承認申請書(様式第8号)又は大津市土地改良事業等補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更等収支予算書(様式第10号)

(2) 変更設計書

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市土地改良事業等補助事業変更承認決定通知書(様式第11号)若しくは大津市土地改良事業等補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第12号)又は大津市土地改良事業等補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第13号)若しくは大津市土地改良事業等補助事業中止(廃止)承認申

請棄却（却下）決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市土地改良事業等補助事業実績報告書（様式第15号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第16号）
- (2) 出来高設計書
- (3) 工事の着工前、施工中及び完工後の状態が分かる写真（工事を伴う補助事業に限る。）
- (4) 契約書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市土地改良事業等補助金確定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市土地改良事業等補助金交付請求書（様式第18号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市土地改良事業等補助金交付請求書（様式第19号）とする。

（取消通知書）

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市土地改良事業等補助金交付決定取消通知書（様式第20号）により行うものとする。

（返還通知書）

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市土地改良事業等補助金返還通知書（様式第21号）により行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 志賀町の区域の編入の日前に志賀町農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定によってされた県営造成施設体制整備促進事業費補助金及び古川揚水機管理経費補助金に係る申請、決定、手続その他の行為は、改正後の大津市土地改良事業等補助金交付要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条及び附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、改正後の大津市土地改良等補助金交付要綱の規定は、同日以後に施行される事業（災害復旧事業にあつては、同年4月1日以後の災害に係るものに限る。）について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は同月31日から、別表（土地改良事業の項に限る。）の改正規定は同年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業名		範囲	補助率			
			ア	イ	ウ	
土	かんがい排水事業	国、県の補助事業	当該事業	80%以内	—	—
		市単独補助事業	1団地の受益面積がおおむね1ヘクタール以上の地区において行う事業で事業費20万円以上のもの	70%以内	50%以内	35%以内
地	基盤整備事業	国、県の補助事業	当該事業	90%以内	—	—
		市単独補助事業	国、県の補助事業と一体をなす事業	90%以内	—	—
			1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上の地区において行う事業	70%以内	—	—
改	調査設計事業	国、県の補助事業	当該事業	90%以内	—	—
		市単独補助事業	上記該当以外のもの	70%以内	70%以内	70%以内
良	農道整備事業	国、県の補助事業	当該事業	80%以内	—	—
		市単独補助事業	1団地の受益面積がおおむね1ヘクタール以上において行う幅員3メートル以上（山間急傾斜地にあつては幅員2.5メートル以上）延長100メートル以上の事業	70%以内	50%以内	35%以内
事	農村道路舗装事業	国、県の補助事業	当該事業	60%以内	—	—
		市単独補助事業	舗装幅員2メートル以上、事業費20万円以上のもの	50%以内	30%以内	25%以内
業	施設整備補修・保全事業	国、県の補助事業	当該事業	80%以内	—	—
		市単独補助事業	受益戸数2戸以上で、事業費10万円以上のもの	70%以内	50%以内	35%以内
	安全施設等整備事業	国、県の補助事業	当該事業	80%以内	80%以内	80%以内
		市単独補助事業	1事業3万円以上のもの	50%以内	50%以内	50%以内
	ため池等整備事業	国、県の補助事業	当該事業	90%以内	90%以内	90%以内
		市単独補助事業	事業費20万円以上のもの（国又は県の事業に伴い生ずる事業主体等の損失を防止するための仮設の事業を含む。）	80%以内	80%以内	80%以内

土地改良事業	県営造成施設体制整備促進事業	国、県の補助事業	国営造成施設と一体不可分な国営附帯県営造成施設を有する大比良土地改良区施設の維持管理に要する経費	事業費に相当する額を限度とする。		
	古川揚水機管理事業	市単独補助事業	中浜区が管理する古川揚水機の年間電力料金	対象農地10アール当たり年間2,000円を超える額		
	その他の土地改良事業	市単独補助事業	事業費20万円以上のもの	市長の定める額	市長の定める額	市長の定める額
災害復旧事業	農地災害復旧事業	国、県の補助事業	当該事業	国又は県から交付を受ける補助金の額を控除して得た額(以下「国等控除額」という。)の50%以内	国等控除額の50%以内	国等控除額の50%以内
		市単独補助事業	農地で、その復旧に係る事業に要する経費が1箇所当たり10万円以上の事業。ただし、災害箇所間の距離が100メートル以内の場合は、1箇所とみなす。	50%以内	50%以内	50%以内
	農業用施設災害復旧事業	国、県の補助事業	当該事業	国等控除額の50%以内	国等控除額の50%以内	国等控除額の50%以内
		市単独補助事業	受益戸数が2戸以上の農業用施設で、その復旧に係る事業に要する経費が1箇所当たり10万円以上(暫定的に応急工事を行う場合は、当該応急工事費が5万円以上、かつ、本復旧事業費が10万円以上)の事業。ただし、災害箇所間の距離が100メートル以内にある同系統工種の事業は、1箇所とみなす。	70%以内	70%以内	70%以内
			受益戸数が1戸の農業用施設で、その復旧に係る事業に要する経費が1箇所当たり10万円以上(暫定的に応急工事を行う場合は、その応急工事費が5万円以上、かつ、本復旧事業費が10万円以上)の事業。ただし、災害箇所間の距離が100メートル以内にある同系統工種の事業は、1箇所とみなす。	50%以内	50%以内	50%以内

備考

・補助率の欄中、アは農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の規定による農用地区域、イはア以外の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による市街化調整区域、ウは同法の規定による市街化区域とする。